

令和6年度人財確保支援事業 専門家派遣実施要綱

1 趣旨

人材確保や採用等で課題を抱える県内事業者に対し、高度な知識・ノウハウを持つ専門家を派遣して人材確保力の向上を図り、人材の県内定着を促進する。

2 派遣対象者

本事業において派遣の申込みができる者は、県内に本社・事業所があり、採用を予定している事業者とする。

3 申請回数

同一事業者による本事業への申請は1年につき1回、令和2年度から通算し2回までとする。

4 派遣回数

原則として、専門家の派遣は、同一の事業者に対して令和7年3月31日までに2回以内とし、通算で4回までとする。

5 専門家の活動

県からの派遣依頼を受けた専門家は、申請に基づき人材確保力向上に向けた活動を行うものとする。また、専門家は、派遣終了後速やかに「令和6年度人財確保支援事業 専門家派遣業務報告書（様式5）」を青森県こども家庭部若者定着還流促進課の「あおり人財確保推進センター」（以下、「あおり人財確保推進センター」という。）に提出する。

6 専門家派遣の申込み手続き

- (1) 専門家派遣を希望する者は、あおり人財確保推進センターの「人財確保相談窓口」に相談し、人材確保等に関する課題等を整理したうえで、「令和6年度人財確保支援事業 専門家派遣申請書（様式1）」をあおり人財確保推進センターへ提出する。
- (2) あおり人財確保推進センターは、提出された申請書等を審査し、派遣が適当と判断される場合は、適切な専門家を選定し、派遣日程等について申請者と派遣予定の専門家との調整を図るものとする。
- (3) あおり人財確保推進センターは、派遣日程等を決定した場合は、派遣する専門家に対して「令和6年度人財確保支援事業 専門家派遣依頼書（様式2）」により指導及び助言等を依頼するとともに、申請者に対して、「令和6年度人財確保支援事業 専門家派遣決定通知書（様式3）」により派遣決定及び派遣日程等を通知する。
- (4) 申請者は、派遣終了後速やかに、「令和6年度人財確保支援事業 専門家派遣利用報告書（様式4）」をあおり人財確保推進センターへ提出する。

7 専門家派遣の経費負担

専門家派遣に係る謝金及び旅費については、県の規定の範囲内であおり人財確保推進センターが原則支払うものとする。

附則

この要綱は、令和6年4月25日から施行する。